

えにわマルシェ出店要領（令和5年度保存版）

1. えにわマルシェの目的

「市民のためのつながるマルシェ」をコンセプトに、様々なつながりを活かして、市民や各団体が垣根を越えて協力し、多くの人々が楽しく、幸せになる恵庭らしいマルシェを開催する。

それにより、まちの活性化を図り、市内経済の振興、恵庭の知名度向上に資することを目指します。

2. 登録条件

以下の条件全てに当てはまり、他団体等のイベントより出店依頼があった際、登録者を斡旋するために連絡先等の個人情報を提供可能な者。

登録者については以下の条件を満たしていると、総会（または実行委員会）で判断された後、本登録となります。

- (一) 「えにわマルシェ会則」及び「えにわマルシェ実行委員会」の決定事項に同意いただけること。
- (二) 以下の条件のいずれかを満たしていること。
 - ①原則恵庭市内在住であることもしくは、恵庭市内で自ら生産、加工している個人・団体・法人。
 - ②恵庭市内の高等学校や大学・専門学校またはその在學生で組織する団体。
 - ③その他実行委員会が認める出店者。
- (三) 恵庭の資源・素材などを使用した商品や、恵庭に所縁のある商品の販売・取り扱いが可能であること。
- (四) 販売予定商品が完全オリジナルであり、著作権法に抵触しないこと。
（キャラクターが印刷された布を使用した商品や、既存のイラストやデザインの模倣等により作成した商品の販売は禁止いたします。各自著作権法やブランドの規定等を確認の上、販売を行ってください。）

3. えにわマルシェの運営について

えにわマルシェは、有志の登録会員、協力団体の構成員等で構成される組織で、持続的な発展に向けて、各種イベントの開催に係る全体の企画・運営・調整等自ら行います。

えにわマルシェの組織内で決まったことは「出店要領」などに反映させるなど、その都度ご確認いただいたうえで、ご出店いただくこととなります。

なお、登録者の内こんなアイデアがあるから一緒にやってみたいなど、えにわマルシェの運営に携わりたいなど役員へ希望する方がいましたら、ぜひ事務局まで申し出てください。

4. 部会

部会とは、イベントを自主的に企画・運営するにあたり、飲食部門・手づくり部門に分かれ、話し合いを行う組織です。

えにわマルシェの登録者は、登録内容に応じて「飲食部会」「手づくり部会」、または「企画・会場部会」のいずれかに所属していただきます。

部会では、原則月1回程度開催され、登録している部会に出席し、方針等を決定し、総会（や実行委員会）で最終決定を行うこととなります。

5. 出店に係る基本ルール

(1) 出店準備・後片付け

出店に係る準備・後片付けについては出店者の責任で行うこと。

なお、出店に必要な備品は原則各自でご用意ください。

(2) 装飾・販売レイアウト

①えにわマルシェで用意する「えにわマルシェのぼり」を設置すること。
各個店ののぼり・法被・音響等は原則禁止です。

②テント又はテーブルにはえにわマルシェで用意する「店舗フラッグ」を掲示すること。

③商品を「地面」に置いての販売は禁止です。

④商品表示は特徴、製造方法などを可能な限り表示し、法令等に基づく各種所定の表示を厳守すること。

⑤必ず与えられた枠内での出店を行ってください。

(3) 販売方法

原則として生産者または製造者が自ら対面販売を行うこと。

(4) 価格表示

必ず税込み価格とし、商品価値に応じた適切な価格を出店者自身で設定すること。

(5) ゴミ処理

出店により発生したゴミは原則各店舗で持ち帰ること。

ゴミの発生が予想される店舗は各店舗でゴミ箱を設置するなど、衛生管理を徹底してください。

(6) 火器の使用

屋内開催やプチマルシェの場合は火器の使用はできません。飲食部会な

どで芝の上で火器を使用する場合は、必ずコンパネを敷くなど芝を保護するよう努めてください。

また、火器を使用する場合は、消火器を必ずそれぞれの店舗ごとにご用意願います。

(7) 水道

各出店者への水道の引き込みはできません。開催場所によっては簡易水道が用意されていることもあります。原則各出店者で貯水タンクを設置するなどに対応すること。

(8) 届出

飲食物を販売する際は保健所への臨時営業許可申請が必要です。申請手数料は各出店者でご負担ください。

各出店者の責任において各種法令を確認の上必要に応じて必ず取得し、開催前に事務局へ許可書（写）を1枚提出、当日は原本を掲示してください。

(9) バンダナ

出店者はえんじ色のバンダナ（無地・柄問わず）を身に付けてください。ご自身で用意できない場合は実行委員会でも1枚150円で販売しております。事務局までお問い合わせください。

(10) 売上報告書の提出

出店者には開催1日ごとに売上報告書の記入及び提出をお願いしております。

※個別の売上を第三者へ開示することはありません。

全体実績を把握し、恵庭市への報告値として使用いたします。

(11) その他のルール

各イベントでそれぞれの出店要領が定められます。必ず当要領と併せてご確認の上出店申し込みを行い、出店当日も遵守してください。

6. 登録料及び出店料

(1) 趣旨

マルシェ事業の運営経費や資材購入に充てるものです。

(2) 登録料

年間登録料は無料とします。

(3) 出店料

出店料は開催場所等により条件が異なるのでその都度「出店要領」で決定します。

※期限までに支払いがない場合は出店を取り消す場合がございます。

※出店基本料金、備品貸出料以外に売り上げに応じた追加の請求等はありません。

(4) キャンセル料

出店料は原則備品使用料等も含め、お申しいただいた内容を全てお支払いいただきます。

※応募数が多く、調整により希望通り出店できないなどの理由で、実行委員会が認める場合は免除できるものとします。

7. 出店調整

登録については、申込から出店までに事前審査があります。

また、各種出店希望をいただいた後に申込多数の場合は希望者の販売品目や会場設備・スペース等の状況に応じて実行委員会にて抽選を行い、決定いたします。ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

8. 法令順守

食品衛生法、著作権法など関連法規を遵守した上、出店して下さい。実行委員会が法令に違反していると判断した場合は出店・出品の変更や改善を要請する場合があります。要請に従って頂けない場合、登録を取り消すことがあります。

9. その他（えにわマルシェホームページ）

えにわマルシェの活動内容、提供サービスについて広く認知、理解をしてもらうため、えにわマルシェホームページを2019年4月に開設しました。

イベント情報や、登録会員の個別ページを作成し、事務局からはもちろん、会員自らが情報発信を行うことができます。

会議や出店募集等の各種案内は原則HPで行いますので、各自定期的にご確認ください。

